

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和元年10月9日から同月11日までの間に実施した工事監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監 査 の 対 象 令和元年度に施工済又は施工中のものから抽出
 - ・平成30年水工水第9号 工業用水道新田町配水管布設工事
（上下水道局水源管理課）
 - ・下補第18号 田の上汚水技線築造工事（第1工区）
（上下水道局下水道建設課）
 - ・築第13号 市民文化センター本館屋上防水改修工事
（教育委員会事務局文化振興課、建設部建築住宅課）
- 2 監 査 の 範 囲 対象工事全般
- 3 監査を実施した委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司
- 4 監 査 の 方 法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、書類審査及び現地での監査を実施した。
なお、実施に当たっては、監査の充実を期するため、技術調査業務を公益社団法人 大阪技術振興協会に委託し、技術士による調査結果の報告等を参考にした。
- 5 監 査 の 結 果 全ての工事において、概ね適正に処理されているものと認められた。
今後においても、良質な公共資産を確保するため、適正かつ効果的な執行に留意するよう望むものである。

工事監査

1 工事の概要

令和元年9月末時点

| 工 事 名 (担当部局課名) | 工 事 の 概 要 | 契約金額 (千円) | 工期 |
|--|---|--------------|--------------------|
| 工業用水道新田町 配水管布設工事 (上下水道局水源 管理課) | 新居浜市工業用水道配水管約7.6kmの内、布設当初から更新されていない管路約3.9kmについて平成29年度から更新を進めている。 標準埋設深1.2mで布設するため、簡易土留めによる開削工法を採用。既設管との接続には断水を伴うため、給水企業と協議し、約1か月間断水して新設管に切り替える予定。 NS型ダクタイル鋳鉄管 (内径800mm) L=111.0m 空気弁 φ75 1基 | 52,052 | 1.7.5 ~1.12.27 |
| 田の上汚水技線築 造工事 (第1工 区) (上下水道局下 水道建設課) | 新居浜市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道 (汚水：排水面積1.26ha) を整備する。一部小型マンホールを使用することでコスト削減を図っている。 管推進工 (HP φ250mm 泥土圧) L=26.0m 管布設工 (VU φ200mm) L=400.2m 組立1号マンホール設置工 N=8箇所 小型マンホール設置工 N=2箇所 汚水樹設置工 N=18箇所 舗装復旧工 A=1,068㎡ 付帯工 一式 | 60,610 | 1.5.10 ~2.1.31 |
| 市民文化センター 本館屋上防水改修 工事 (教育委員会事務 局文化振興課、建 設部建築住宅課) | 築56年が経過している市民文化センター本館 (鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建 延床面積5,340.9㎡) の事務所棟屋根及び大ホール光庭における屋上防水改修工事。 ・事務所棟屋上防水改修 A=1,108㎡ ・その他改修 N=1式 (事務所棟 樋・外壁爆裂・鉄部塗装改修) ・大ホール光庭防水改修 A=43㎡ | 17,662 | 1.7.16 ~1.11.15 |

2 上下水道局水源管理課に対する指摘事項及び回答内容

対象工事名 平成30年水工水第9号 工業用水道新田町配水管布設工事

指摘事項なし

3 上下水道局下水道建設課に対する指摘事項及び回答内容

対象工事名 下補第18号 田の上汚水技線築造工事（第1工区）

指摘事項なし

4 教育委員会事務局文化振興課及び建設部建築住宅課に対する指摘事項及び回答内容

対象工事名 築第13号 市民文化センター本館屋上防水改修工事

指摘事項なし